

横浜市立芹が谷中学校 いじめ防止基本方針

(R6年度版)

平成 26 年 4 月 15 日策定 (令和 6 年 4 月 1 日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

【いじめ防止等に向けての基本理念】

生徒が互いに人として尊重しあい、それぞれが自己有用感をもって生活できるよう個々の人としての成長を促す。いじめに対しては早期発見、早期対応のための体制を強化し、教職員の資質向上を図る。また、発生時には生徒、保護者との信頼関係を確立し、関係機関との連携も視野に入れながら適切に対応するようにする。

具体的な例として

- ① 定期的に生活調査アンケートを実施し、生徒と保護者の意識・実態把握を行う。
- ② 授業改善をこころがけ、学校生活の充実に努めるとともに、生徒の実態把握に努める。
- ③ 教育相談を通して生徒との面談に力を入れる。

以上の 3 点を重点目標として取り組む。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

《いじめ防止対策推進法》

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

↓

これを受け、横浜市立芹が谷中学校は、以下のメンバーにより構成する『いじめ防止対策組織』をおく。

【委員会の構成員】

校長・副校長・教務主任・生徒指導専任・生徒指導部長・特別支援コーディネーター・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

※状況に応じて、PTA 会長・PTA 副会長(個人情報への扱いに配慮)

【委員会の運営】

「学校いじめ防止対策委員会」を常設する。

- ①定例会(報告会)…毎月、月始めに開催。
- ②いじめの疑いがある段階で…直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催。
- ③管理職は、学校として組織的に対応方針を決定する。
- ④会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

【委員会の活動内容】

①未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を生徒・保護者に周知する工夫。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

③取り組みの検証

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と「学校いじめ防止基本方針」の見直し。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・生徒の主体的な取り組みへの支援。
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組。
- ・人権教育、道徳教育の推進。

②いじめの早期発見

- ・「いじめの定義」理解を含む教職員への研修。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)
※職員室→授業場所(早く) 授業場所→職員室(遅く)～早出・遅帰り～
- ・定期的(学校独自)なアンケート、いじめ一斉キャンペーンの実施。
- ・定期的な教育相談の実施(春・夏・冬休み～長期休業日後～)
- ・インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラル教育の推進。
- ・保護者、地域、関係機関との連携。

③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方法決定。
- ・被害生徒および保護者への支援、加害生徒および保護者への指導・支援。
- ・保護者の協力、警察署・児童相談所・医療機関等との連携。

④いじめの解消

○被害生徒の見守りを組織的に続け、「声かけ」や「保護者への定期連絡」を行い、生徒および保護者への支援に努める。

〈いじめ解消の要件〉

※少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ア いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤教職員等への研修

○いじめのメカニズム、いじめ防止およびその対応に向けた校内研修を行う。

- ・本校職員(管理職・生徒指導専任 他)が講師として行う研修。
- ・外部諸機関より講師を要請して行う研修。

⑥学校運営協議会等の活用

○地区懇談会・学校家庭地域連携事業等の会合で、いじめ問題についても話題に取り上げ、話し合いを持つようにする。

⑦取り組みの年間計画

月	取り組み内容	
4月	年間計画と重点指導内容の確認、引継ぎ、いじめの定義・生徒理解研修、春休み中のアンケート実施・教育相談①	入学式、保護者説明会、学年集会等で基本方針説明
5月	いじめアンケート実施、「Y-P アセスメント」実施①	
6月	携帯・スマホ教室(外部講師による)	学地地連、(基本方針説明)
7月	夏休みに向けての諸注意、SOS研修	祭礼パトロール(いじめ防止)
8月	夏休み中のアンケート実施・教育相談②、港南区子ども会議	祭礼パトロール(いじめ防止)
9月		祭礼パトロール(いじめ防止)
10月	「Y-P アセスメント」実施②	
11月		土曜授業参観日
12月	人権講演会、いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・面接)	
1月	冬休み中のアンケート実施・教育相談③	
2月		
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時)	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進基本法第28条第一項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いも含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる」